2023年11月29日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 南海電気鉄道健康保険組合

**「年収の壁・支援強化パッケージ」における被扶養者認定の取り扱いについて**

厚生労働省より「年収の壁・支援強化パッケージ」における「130万円の壁」対応がしめされました。

この通知は、パート・アルバイトで働く方が繁忙期等で労働時間を延ばすなど、収入が一時的に130万円を上回ったとしても、就労先の事業主がこの旨を証明することにより連続２回を上限として被扶養者資格の認定の継続を可能とする措置です。

本件に関して、当健保組合は厚生労働省通知に基づき以下のとおり取扱うことといたします。

1. **本取扱いが適用となるケース**

事業主に雇用されている方（いわゆるパート・アルバイトなどで働いている方）

※フリーランス、自営業の方は本取扱いの対象外です。

1. **収入増加の理由**
	* 1. この取扱いは「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動」により収入が基準額を

超過した場合を想定しています。 具体的には以下のケースが該当すると考えられます。
　・勤め先の従業員が退職や休職したことで、業務量が増加した
　・勤め先において想定外の業務繁忙があり、業務量が増加した

　　　　　　　　　　　　　　　　↓

つまり、**被扶養者の勤め先が、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動した**

**場合に限られます。**

（２）なお、当健保組合より収入確認の書類を求めます。

 　　※時給の増額や手当の増加等で収入が増える場合は対象外です。

 　　※該当する方は勤め先の証明書を提出していただきます。

 　　※証明書のほか、雇用契約書等の提出を求めることがあります。

1. **適用年月日**

 2023年10月20日以降に新たに受ける認定や状況調査から適用されます。これ以前に遡っての適用

はありません。

1. **注意事項**

雇用契約書や給与明細書等、各個人毎に総合的に判定しますので、勤め先の証明書を提出すれば必ず認定される訳ではないという点にご留意ください。

 南海電気鉄道健康保険組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 適用担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話 ０６－６６３２－８４１７